

広島県告示第三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、県営成井住宅、県営丸子山住宅、県営第二丸子山住宅、県営田の浦住宅、県営諏訪住宅、県営御蘭宇住宅、県営平岩住宅及び県営西高屋住宅並びに県営成井住宅駐車場、県営丸子山住宅駐車場、県営第二丸子山住宅駐車場、県営田の浦住宅駐車場、県営諏訪住宅駐車場、県営御蘭宇住宅駐車場、県営平岩住宅駐車場及び県営西高屋住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

平成二十二年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者		委託した年月日 (委託期間)
名称	住所	
株式会社くれせん	呉市西中央四丁目六番三号	平成二十二年一月二十五日 (平成二十二年四月一日) 平成二十七年三月三十一日